

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-5
許認可等の種類	区画漁業権の移転の認可			
根拠法令条例等・条項	漁業法第26条第2項			
許認可等の概要	区画漁業権に移転する場合の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>漁業法 (漁業権の移転の制限) 第二十六条 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的となることができない。ただし、定置漁業権及び区画漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は第二十七条第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。 2 都道府県知事は、第十四条第一項、第二項又は第六項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	処分の先例がなく、具体化するのが困難			
期間の制定根拠	—			